

指定日と申請締切日について

<指定について>

月に1回開催される社会福祉審議会（部会）に諮問します。（通常毎月最終月曜日）
部会で指定「可」との答申を受けた医師について、部会の翌日付で指定します。

○令和7年度予定○

指定日	申請締切日	備考
4月22日	4月7日	通常より早い締切です。
5月27日	5月12日	
7月1日	6月12日	
7月29日	7月12日	
8月26日	8月12日	
9月30日	9月12日	
10月28日	10月12日	
11月18日	11月4日	通常より早い締切です。
12月23日	12月9日	通常より早い締切です。
1月27日	1月12日	
2月17日	2月2日	通常より早い締切です。
3月24日	3月9日	通常より早い締切です。

※手続き締め切りを過ぎたものについては、翌月部会への諮問となります。

なお、書類申請の場合、当所に申請締切日までに到着したものを当月の部会に諮問します。

例：7月10日に申請（書類到着）→7月部会に諮問。指定可の場合7月29日付指定。

7月13日に申請（書類到着）→8月部会に諮問。指定可の場合8月26日付指定。